

◎新潟県告示第186号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、平成28年2月1日から実施した。

平成28年2月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

第3号の表中

「

新津さつき	〃	〃	〃
(〃)	
豊栄	〃	〃	〃
(〃)	
越後中央	〃	〃	〃
(〃)	

」

を

「

新津さつき	〃	〃	〃
(〃)	
越後中央	〃	〃	〃
(〃)	

」

に改める。